

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口 **検索** ※相談日が祝日はお休みです。 **相談日** 3月8日～4月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	3月23日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	3月22日(火)13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	3月16日(水) 10:00～16:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	4月4日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
障がい者支援相談(予約制)	3月8日(火) 10:00～15:00(精神) 3月25日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	かがやきの郷相談室 総合福祉センター	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	3月19日(土)、4月5日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	3月18日(金)13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	4月2日(土)10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	3月19日(土)、4月2日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までに申し込みください。
健康・生活相談	3月14日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑦

■そのリフォーム、本当に急ぐ必要ありますか

管理組合からの紹介で、同じマンションに数件工事の予定があると、業者が突然訪ねてきた。築20年以上のマンションだったこともあり、そろそろリフォームを考えなければいけない時期かなと思っていたが、特に不具合は出ていなかった。業者から、「同じマンションで既に数件のリフォーム工事契約があり、今日、契約してくれると、かなり値引きができる」と勧められ、80万円の浴室のリフォーム契約をしてしまった。よく考えると高額であり、管理組合から何の連絡も受けていなかったこともあり、契約したことを後悔している。既に契約日から7日経過しているが、今からクーリングオフできるだろうか、とAさんから相談がありました。

Aさんのように訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから、8日間は無条件で契約を解除できるクーリングオフ制度の適用があります。はがきにクーリングオフする旨を明記して業者に「特定記録郵便」で送るようアドバイスしました。

「近所で工事していて、お宅の屋根が少し気になったので

「今日、契約してくれれば安価で契約できる」など、契約を急がせる勧誘業者には注意が必要です。初めは簡単な工事と説明されていても、次々と不具合を指摘されて高額な工事契約を勧められることもあります。突然、訪ねてきた業者の話を鵜呑みにせず、家に入れることは避けましょう。

リフォームを考えるときは、家族とよく話し合ってから、本当に必要なものを明確にしてから、複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討して決定していくようにしましょう。

お困りの時は北本市消費生活センターにご相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00